平成２９年（フ）第１６３号
滋賀県近江八幡市出町167番地（109号）、前住所滋賀県彦根市古沢町278番地30
債務者　青山ヴァネッサこと熊谷ヴァネッサこと　ＶＡＮＥＳＳＡ　ＢＲＯＣＣＯ　ＫＵＭＡＧＡＩ　ＡＯＹＡＭＡ
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２２号
鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷402番地、旧住所東京都杉並区上荻３丁目17番９号ハウス初音
債務者　高宮　貴幸
１　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６０号
広島市東区尾長東１丁目８番５－406号
債務者　藤田　美和（旧姓大越）
１　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１１号
広島県安芸郡坂町坂西１丁目６番12－２号
債務者　中東美佐子
１　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２号
徳島県徳島市川内町金岡５－２　ラ・フォーレ川内１－705、住民票上の住所徳島県阿南市那賀川町芳崎53番地４
債務者　小宮　昌子
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１６号
愛媛県松山市中通甲199番地４
債務者　淺奥　一郎
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１７号
愛媛県松山市中通甲199番地４
債務者　淺奥　久美
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８１号
愛媛県松山市八反地甲189番地
債務者　土岐　清高
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８２号
愛媛県松山市八反地甲189番地
債務者　土岐　能子
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目10番６号、前住所愛媛県今治市天保山町４丁目４番地17
債務者　大澤　圭司
１　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５７号
愛媛県今治市中浜町４丁目111番地１、前住所愛媛県今治市高部甲1165番地、前々々住所愛媛県今治市南高下町４丁目４番38号
債務者　谷口　功晃
１　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第５２８号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目５番30－101号
債務者　三宅　　力
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５３４号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目25番17号　ウィズ徳永202号
債務者　前園　昌平
１　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１２３２号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目25番地２　ラフィーネ桜が丘Ａ棟101号
債務者　方　　清
１　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３３号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目25番地２　ラフィーネ桜が丘Ａ棟101号
債務者　方　　瑞穂
１　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
宮崎県延岡市松山町1075　まつやまの杜、住民票上の住所宮崎県延岡市小峰町7712番地
債務者　木村　準一
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部